

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和7年8月4日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月19日から同年9月8日まで縦覧に供する。

令和7年8月12日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
さぬき市土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 薬師谷池地区	さぬき市建設経済部 農林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 津村地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 白羽地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 竹ノ端地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 造田下池地区	〃
〃	単独県費補助 (ため池防災対策特別事業) 四番池地区	〃